

〔別 紙〕
様式 1

事業報告書
(自 令和 4 年 10 月 1 日 至 令和 5 年 9 月 30 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 八雄会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 長崎県諫早市長田町 2592 番地
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 昭和 63 年 12 月 10 日
- (4) 設立登記年月日 昭和 63 年 12 月 17 日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	檀野 雄一	檀野医院 管理者
理 事	檀野 暁香	
理 事	檀野 真子	
理 事	池田 真秀	
監 査	檀野 祝子	
監 査	山川 清香	

- 注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人社団八雄会 檀野医院	長崎県諫早市長田町 2592 番地	一般病床 16 床
介護老人 保健施設	介護老人保健施設 ケアホーム・クローバー	長崎県諫早市長田町 2547 番地	入所定員 80 名 通所定員 30 名

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
だんの通所リハビリテーション	長崎県諫早市長田町 2592 番地	
指定訪問看護ステーション	長崎県諫早市長田町 2592 番地	
居宅介護支援センタークローバー	長崎県諫早市長田町 2547 番地	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4年 11月25日 令和3年度の決算決定

令和 4年 12月28日 新任の理事選任に関する件

令和 5年 9月29日 令和4年度の事業計画及び収支予算の決定

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

なし

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

なし

(7) その他

なし

様式 3 - 1

法人名 医療法人社団 八雄会
所在地 長崎県諫早市長田町2592番地

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和 5年 9月 30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	188,327	I 流 動 負 債	58,840
現金及び預金	124,039	支 払 手 形	
事業未収金	59,948	買 掛 金	
有 価 証 券		短 期 借 入 金	20,000
た な 卸 資 産	3,804	未 払 金	17,570
立 替 金	41	未 払 費 用	18,449
前 払 費 用	345	未 払 法 人 税 等	141
繰 延 税 金 資 産		未 払 消 費 税 等	282
その他の流動資産	150	繰 延 税 金 負 債	
II 固 定 資 産	296,574	前 受 金	
1 有 形 固 定 資 産	216,705	預 り 金	2,398
建 物	119,072	前 受 収 益	
構 築 物	2,891	その他の流動負債	
医療用器械備品	8,579	II 固 定 負 債	160,000
建物付属設備	13,839	医 療 機 関 債	
車両及び船舶	1,843	長 期 借 入 金	160,000
土 地	69,866	繰 延 税 金 負 債	
建設仮勘定		その他の固定負債	
その他の有形固定資産	613	負 債 合 計	218,840
2 無 形 固 定 資 産	375	純 資 産 の 部	
借 地 権		科 目	金 額
ソフトウェア		I 資 本 金	10,000
その他の無形固定資産	375	II 資 本 剰 余 金	
3 その他の資産	79,494	III 利 益 剰 余 金	256,061
有 価 証 券		繰 越 利 益 剰 余 金	256,061
長期貸付金		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
役員職員等長期貸付金		その他有価証券評価差額金	
長期前払費用	76,612	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	
繰 延 税 金 資 産		純 資 産 合 計	266,061
その他の固定資産	2,882	負 債 ・ 純 資 産 合 計	484,901
資 産 合 計	484,901		

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 1

法 法人名 医療法人社団 八雄会
所 所在地 長崎県諫早市長田町2592番地

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書 /
(自 令和 4年 10月 1日 至 令和 5年 9月 30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		385,525
2 事業費用		
(1)事業費		
(2)本部費	423,494	423,494
本来業務事業損失		37,969
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		11,208
2 事業費用		7,663
附帯業務事業利益		3,545
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		
事業損失		34,424
II 事業外収益		
受取利息	29	
その他の事業外収益	6,119	6,148
III 事業外費用		
支払利息	1,110	
その他の事業外費用	200	1,310
経常損失		29,586
IV 特別利益		
固定資産売却益		
その他の特別利益		
V 特別損失		
固定資産売却損		
その他の特別損失		
税引前当期純損失		29,586
法人税・住民税及び事業税		145
法人税等調整額		
当期純損失		29,731

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 2

法人名 医療法人社団 八雄会
所在地 長崎県諫早市長田町2592番地

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 5 年 9 月 30 日 現在)

1. 資 産 額	484,901 千円
2. 負 債 額	218,840 千円
3. 純 資 産 額	266,061 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	188,327
B 固 定 資 産	296,574
C 資 産 合 計 (A + B)	484,901
D 負 債 合 計	218,840
E 純 資 産 (C - D)	266,061

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 八雄会
理事長 檀野 雄一 殿

私は、医療法人社団 八雄会の令和4年会計年度(令和4年10月1日から令和5年9月30日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和5年11月25日

医療法人社団 八雄会

監事 山川 清香